

保護者の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いします

日ごろは新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めていただき、ありがとうございます。令和3年5月12日に、愛知県において緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症の第4波は、変異株の広がりも含め3月後半から拡大を続け、感染が拡大している状況にあります。

こうした状況等を踏まえ、市内での感染拡大防止、また障害児通所支援事業所(以下、事業所という)内での感染拡大防止のため、保護者の皆さまには、あらためまして、次のとおりご協力をお願いします。

1. 事業所での感染拡大防止のため、次の①～⑤のような場合は、事業所への通所での利用を控えていただくなどのご協力をお願いします。また電話やオンライン等による代替手段による支援をご利用いただくなどご検討ください。  
特に、②～⑤のような場合、必ず事業所へご連絡ください。

状態	対応
①お子さんに <u>熱や呼吸器症状がある</u> 場合	<u>通所での利用を控えてください。</u>
②お子さんが <u>感染者</u> となった場合	治癒するまでの期間、 <u>通所での利用はできません。</u>
③お子さんが <u>濃厚接触者</u> と特定された場合や <u>同居のご家族が感染者</u> となった場合	保健センターから指示があった期間は、 <u>通所での利用はできません。</u>
④お子さんが <u>PCR検査及び抗原検査</u> を受ける場合	検査の結果、 <u>陰性と判明するまで通所での利用を控えていただくようご協力</u> お願いします。
⑤お子さんが <u>通っている学校等において感染者</u> が発生した場合	<u>学校等の臨時休業の規模及び期間に応じて、通所での利用を控えてください。</u>

なお、お子さんの同居のご家族が濃厚接触者となった場合や、家庭内での感染の可能性がある場合等につきましても、電話やオンライン等による代替手段による支援等のご検討をお願いいたします。

2. ご家族の皆様には、緊急事態宣言の発出を踏まえた、不要不急な行動の自粛をお願いします。

- 20 時以降の不要不急の外出の自粛
- 県をまたぐ不要不急の移動の自粛
- 会話の際にはマスクを着ける「マスク会食」の徹底 など

令和3年5月12日  
名古屋市子ども青少年局子ども福祉課